

## 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件 における争点について

本件事件は、①愛知県知事に対して流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）に係る愛知県の負担金の支出命令の差止め、②愛知県企業庁長に対して愛知県の水道用水に係る負担金の支出の差止めを求めた住民訴訟であるため、地方公共団体が行う財務会計行為自体の違法性の有無が争点となる。

これまでの弁論において原告らは、要するに（a）経費の支出において予算執行の適正を確保するための財政法規として、地方財政法第4条第1項（経費の必要最少限度の原則）、地方自治法第2条14項（最少経費による最大効果の原則）が規定されており、支出負担時においてその必要性が認められない場合や確認されていないときは著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過し得ない違法となる。（b）本件支出負担行為の先々行為にあたる木曾川水系フルプラン、同河川整備基本方針及び同河川整備計画並びに同連絡導水路事業実施計画に対する主張を展開し、これらの計画が著しく妥当性あるいは合理性を欠く結果、各支出は予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があり、これを原因とする本件支出は違法である（原告ら準備書面10）と主張するものようである。

しかるに、このような原告らの主張は全く独自の見解にすぎず、失当である。

### 1 費用負担の支出根拠について

- 本件支出を行うことについては、知事及び企業庁長に裁量権がなく、法令に基づく支出義務を負っている。
  - ・ 木曾川水系連絡導水路事業の事業主体は、平成18年度の事業着手時は国土交通省、平成20年9月からは独立行政法人水資源機構である（準備書面2）。
  - ・ 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）に係る費用については、国が水資源機構に対して交付するが、水資源機構法第21条第3項及び第4項並びに同法施行令第22条に基づき、その一部を愛知県は国に対して負担しなければならない（準備書面2、3）。
  - ・ 新規利水の供給に係る費用の額は、水資源機構法第25条第1項並びに同法施行令第29条及び第30条の規定に基づき、水資源機構がその一部を愛知県に負担させる（準備書面2、3）。
  - ・ 知事及び企業庁長の支出命令等の財務会計行為は、知事においては国土交通大臣からの納付通知及び歳入徴収官国土交通省大臣官房会計課長が発行する納入告知書、企業庁長においては水資源機構理事長からの納入の通知及び水資源機構収入職が発行する納入請求書といったいわば先行行為というべき国土交通省等の行為により愛知県が負担することとされた額を支出する義務を履行するために行うものである（準備書面3）。

- 原告らは、地方財政法第4条第1項及び地方自治法第2条第14項に違反している旨主張しているが、地方自治法第2条第14項は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針を定めたものであるが、地方公共団体がその地域における行政を自主的に行う権限を有することを前提としたうえで、地方自治運営の基本原則を規定したものである。そして、地方財政法第4条は予算の執行面における基本原則を定めたものであり、歳出予算の範囲内で地方公共団体が裁量権を有する支出についての規定と解すべきである（準備書面8）。

## 2 先行行為の違法性承継について

### ○ 本件において、先行行為の違法性は承継されない。また、違法性の承継を否定しつつ先行行為の違法性を引用する原告らの主張は判例理論に反する主張であり、理論矛盾がある。

- 先行行為と後行行為とが一つの効果の発生ないし一つの目的の実現を目指す単一の手続に属する場合に違法性の承継を肯定し、両者がそれぞれ別個の効果の発生を目指す等これに当たらない場合にはこれを否定すべきとする通説を妥当とすべきである（準備書面3）。
- 原告らは、「(先行行為の) 違法性が承継されて、本件支出が違法となるのではない」として違法性の承継を否定している一方で、先々行為における目的・効果について言及したうえで、これを本件各支出自体のものとみなして、本件各支出の違法事由として挙示しており、理論矛盾がある（準備書面4）。
- 原告らは、「本件各支出の違法性は、本件各支出の原因行為が著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない違法があるかを、各支出時において判断しなければならない」とする主張するが、このような原告らの主張は違法性の承継について確立されている判例理論を否定するものである（準備書面8）。

以上の点から愛知県知事及び愛知県企業庁長が行う財務会計行為自体に違法性がないのは明白である。したがって原告らが、上記（b）記載のとおり、本件支出負担行為の先々行為にあたる木曾川水系フルプラン、同河川整備基本方針及び同河川整備計画並びに同連絡導水路事業実施計画に対する独自の主張展開し、これらの計画が著しく妥当性あるいは合理性を欠く結果、本件導水路事業実施計画を原因とする各支出は予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があり、これを原因とする本件支出は違法であると主張すること自体失当である。しかも、仮に、これらの原告らの独自の主張それ自体のみをしてみたとしても、これまた、全く独自の見解にすぎず失当であることは明らかである。

### 3 流水の正常な機能の維持について

- 流水の正常な機能を維持するための必要流量（異常渇水時の緊急水の補給）は、河川管理者が定める河川整備基本方針及び河川整備計画により適切に定められている。また、事業実施計画についても適切に定められている。
  - ・ 河川法に基づき、木曾川水系河川整備基本方針の策定にあたっては、社会資本整備審議会の意見を聴き、木曾川水系河川整備計画の策定にあたっては、学識経験を有する者、関係住民等及び都道府県知事（関係市町村）の意見を聴いており、ともに適正な手続により定められている。また、木曾川水系連絡導水路事業実施計画についても国土交通大臣の認可等の所要の手続を適正に経て定められている（準備書面2）。
- 木曾成戸地点における河川維持流量は、過去から経験的に行われてきた取り扱いという歴史的経緯を前提とし、ヤマトシジミの生息を例にとって検討を行って設定された。
  - ・ 木曾成戸地点における河川流量を50 m<sup>3</sup>/sとする取扱いは、関係行政機関により構成される木曾三川協議会により昭和40年に決定された木曾三川水資源開発計画等に基づく取り扱いとして行われてきたものである。  
歴史的経緯に基づくこの基準流量の相当性を検討するために、木曾成戸地点下流における河川環境の保全に関し、ヤマトシジミの生息を例にとって検討が行われたのである（準備書面1、9、10、11）。

### 4 新規利水について

- 新規利水は木曾川水系フルプランに位置づけられており、その需要想定は妥当なものである。
  - ・ 水資源開発促進法に基づき平成16年6月に全部変更された木曾川水系フルプランが国土審議会水資源開発分科会の審議を経て同月15日付けで閣議決定されていることからみても、需給想定調査における需要想定が妥当なものであることは明白である（準備書面1、2）。
  - ・ 原告らの主張は平成19年度までの実績に基づく独自の考え方に立脚し、平成16年6月に全部変更された木曾川水系フルプランにおける平成27年度需要想定の適否を論じようとするものであるが、上記フルプランの全部変更計画を立案する時点では存在していない平成19年度までの実績値を根拠に同計画を検討するに等しく、論理的にあり得ない議論である（準備書面6、7、8）。